

## 江戸川区後期高齢者入院時負担軽減事業実施条例

### (目的)

第一条 この条例は、江戸川区に住所を有する後期高齢者に対し、その者が病院又は診療所への入院に要した費用の一部に相当する額を後期高齢者入院時負担軽減支援金(以下「支援金」という。)として支給することにより、後期高齢者の入院に伴う経済的負担の軽減を図り、もって区民福祉の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、後期高齢者とは、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十条に規定する後期高齢者医療の被保険者をいう。

### (対象者)

第三条 支援金の支給の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 江戸川区後期高齢者医療に関する条例(平成二十年二月江戸川区条例第二号)第三条に規定する区が保険料を徴収すべき被保険者
  - 二 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、後期高齢者の入院した日の属する年度(入院した日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度)分の区市町村民税が非課税である者
  - 三 その年度における入院の日数(その者が前二号のいずれにも該当する期間における日数をいう。)の合計が三十一日以上である者
- 2 前項第三号の入院の日数については、同号の規定にかかわらず、当該年度の前年度の三月における入院について第六条の規定による支援金の支給の決定を受けていない場合において、四月における入院の日数があるときは、前年度に当該年度の四月における入院の日数を前年度における入院の日数に通算することができる。

### (支援金の額)

第四条 支援金の額は、一年度につき二万円とする。

(交付申請)

第五条 支援金の支給を受けようとする者は、入院の日数を確認することができる書類を添えて区長に申請するものとする。

(交付決定)

第六条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査したうえで支給の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(請求等)

第七条 支援金の支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、区長に請求書を提出するものとする。

2 区長は、請求書を受理したときは、支給決定者に対し、第四条に規定する支援金を支給するものとする。

(支援金の返還)

第八条 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者があるときは、区長は、その者に対して既に支給した支援金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

後期高齢者の入院に伴う経済的負担の軽減を図るため、入院日数が三十一日以上の後期高齢者に対し、支援金を支給する必要があることから、本案を提出いたします。